

○国東市農業応援定額給付金交付要綱

令和4年7月28日

告示第124号

(目的)

第1条 この告示は、長期化する新型コロナウイルス感染症や燃油高騰及び農業資材の物価上昇による本市の経済活動への影響が危惧される中、市内の農業事業者における農業収入の減少及び農業経費増大の影響は甚大であり、事業継続を総合的に支援するため、暫定的かつ臨時的な措置として、一定規模以上の農業事業者を対象に、国東市農業応援定額給付金(以下「給付金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業 農産物の生産及び加工、畜産業、及び林業
- (2) 農業事業者 農産物の生産及び加工、畜産業、及び林業を営む者
- (3) 個人事業主 利潤又は生活の資を得るために農業を行う個人
- (4) 農業収入額 確定申告又は住民税申告(以下「税申告」という。)及び法人市民税申告(以下「法人税申告」という。)におけるすべての農業収入
- (5) 反社会的勢力 国東市暴力団排除条例(平成23年国東市条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(給付金の交付対象者)

第3条 給付金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国東市に住民登録をしている農業事業者又は市内に事業所(支所を含む。)のある法人であること。
- (2) 個人事業主は、令和6年分の税申告、法人にあつては、決算月が令和6年7月から令和7年6月までの法人税申告を行っているものであること。
- (3) 前号の税申告及び法人税申告における農業収入額が、300万円以上であること。ただし、持続化給付金や農業次世代人材投資事業給付金等、農業生産に関係のない雑入については、農業収入額から除外する。
- (4) 今後も農業を継続する意思を持つ農業者であること。
- (5) 国東市乾しいたけ燃油高騰緊急支援事業交付要綱に規定する補助金を申請していないこと。
- (6) 国東市税条例(平成18年国東市条例第66号)に規定する市税及び個人にあつては国東市国民健康保険税条例(平成18年国東市条例第69号)に規定する国民健康保険税、国東市介護保険条例(平成18年国東市条例第151号)に規定する介護保

除料、国東市後期高齢者医療に関する条例(平成20年国東市条例第3号)に規定する後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。ただし、農業継続の観点、緊急性等に鑑み、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (7) 農業事業者並びに法人その他の団体の役員及び使用人その他の構成要員が反社会的勢力に該当しないこと。

(令5告示115・一部改正)

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表第1のとおりとする。

2 給付金の交付は、交付対象者につき年度1回限りとする。

(令5告示115・一部改正)

(給付金の交付申請)

第5条 定額給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国東市農業応援定額給付金支給申請書兼請求書(以下「申請書兼請求書」という。)(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

なお、申請期間については、令和7年8月1日から令和7年9月30日までとする。

- (1) 税申告書の写し(令和6年分)又は直近の法人税申告書の写し及び農業収入額が確認できる書類
- (2) 申請要件に係る誓約書(様式第2号)
- (3) 通帳の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令5告示115・一部改正)

(給付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金交付の可否を決定し、国東市農業応援定額給付金交付決定通知書兼振込通知書(様式第3号)又は国東市農業応援定額給付金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第7条 給付金は、申請書兼請求書に指定する振込先口座への振込により交付する。

(定額給付金の交付決定の取消し及び給付金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、給付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、給付金の交付を取り消し、給付金の返還を求めるときは、国東市農業応援定額給付金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するとともに、国東市農業応援定額給付金返還請求書(様式第6号)により返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年7月1日告示第115号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第78号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1

(令5告示115・全改)

給付区分	給付金額
農業収入額が3,000千円以上4,000千円未満	40,000円
農業収入額が4,000千円以上6,000千円未満	60,000円
農業収入額が6,000千円以上8,000千円未満	80,000円
農業収入額が8,000千円以上10,000千円未満	100,000円
農業収入額が10,000千円以上20,000千円未満	150,000円
農業収入額が20,000千円以上30,000千円未満	250,000円
農業収入額が30,000千円以上40,000千円未満	350,000円
農業収入額が40,000千円以上50,000千円未満	450,000円
農業収入額が50,000千円以上70,000千円未満	600,000円
農業収入額が70,000千円以上	700,000円

(様式第 1 号)

国東市農業応援定額給付金支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

国東市長 松井督治 様

申請者 住 所
(経営体名) 名 称
氏 名
電話番号

国東市農業応援定額給付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。

申請（請求）金額 _____ 円

※添付書類

1. 確定申告書（住民税申告を含む。）の写し（令和 6 年分）、法人市民税申告書の写し（直近の決算期分）、及び農業収入額が確認できる書類
2. 申請要件に係る誓約書（様式第 2 号）
3. 通帳の写し

給付金の振込先口座

口座名義（カナ）											
金融機関名	支店名	種別				口座番号					
		普通・当座・その他									
ゆうちょ銀行	記号					番号					

※注意(必読)

虚偽の申請であることが判明した場合、給付額を全額返還していただきます。

申請要件に係る誓約書

国東市農業応援定額給付金支給申請にあたり、申請書に虚偽の記載がないこと及び下記項目の申請要件を満たしていることを確認しました。

注)以下の項目に「いいえ」と回答したものが一つでもある場合は、原則として給付を受けられません。

番号	確 認 項 目	チェック欄		添付書類の有無「○」
1	令和7年7月1日に国東市に住民登録をしている農業事業者、市内に事業所(支所を含む。)のある法人であること。	はい	いいえ	
2	農産物の生産及び加工、畜産業、及び林業を営む者で、農業申告をしている。	はい	いいえ	
3	【個人事業主のみ回答】 国東市内に住所があり、農業における事業収入が計上された確定申告(住民税申告を含む。)をしている。 ◎確定申告書(住民税申告を含む)の写し(令和6年分、住民税申告は令和7年分)及び青色申告決算書または収支内訳書の写しを添付	はい	いいえ	
	【法人のみ回答】 事業所(支店を含む。)が市内にあり、農業における事業収入が計上された法人市民税申告をしている。 ◎法人市民税申告書の写し(直近の決算期分)※表題部、貸借対照表、損益計算書の写しを添付	はい	いいえ	
4	持続化給付金や農業次世代人材投資事業給付金等の農業生産に関係のない農業収入を除外した税申告、及び法人税申告における農業収入額が、300万円以上であること。	はい	いいえ	
5	農業収入額が該当する箇所に「○」を記載。			
	農業収入額(円)－除外される収入額(円)	該当箇所に「○」を記載		
	農業収入額が3,000千円以上4,000千円未満			
	農業収入額が4,000千円以上6,000千円未満			
	農業収入額が6,000千円以上8,000千円未満			
	農業収入額が8,000千円以上10,000千円未満			
	農業収入額が10,000千円以上20,000千円未満			
	農業収入額が20,000千円以上30,000千円未満			
	農業収入額が30,000千円以上40,000千円未満			
	農業収入額が40,000千円以上50,000千円未満			
	農業収入額が50,000千円以上70,000千円未満			
農業収入額が70,000千円以上				
6	申請時、農業を経営し、今後も継続して農業を行う予定である。	はい	いいえ	
7	国東市乾しいたけ燃油高騰対策支援事業補助金を受給していない。	はい	いいえ	
8	市税及び国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない。また、農政課が調査目的のため市民税等の滞納について税務課に照会することに同意します。	はい	いいえ	
9	反社会的勢力、国東市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員には該当しません。	はい	いいえ	
10	振込先通帳の写し。			

以上の内容に相違ないことを誓約します。
なお、虚偽が判明した場合は、給付金を返還します。

国東市長 松井督治 様

住 所：
申請者：

(様式第 3 号)

国東市農業応援定額給付金交付決定通知書兼振込通知書

第 号
令和 年 月 日

様

国東市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった国東市農業応援定額給付金について、国東市農業応援定額給付金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり交付する。

記

1. 定額給付金の額 円
2. 振込先金融機関
3. 振込実施日

(様式第 4 号)

国東市農業応援定額給付金不交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

国東市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった国東市農業応援定額給付金については、下記のとおり不交付とします。

記

不交付の理由

(様式第 5 号)

国東市農業応援定額給付金交付決定取消通知書

第 号
令和 年 月 日

様

国東市長 印

年 月 日付けで交付決定をした国東市農業応援定額給付金について交付決定を取り消したので、国東市農業応援定額給付金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 給付金の交付を取り消した額
2. 交付決定額
3. 交付決定を取り消した理由等

(様式第 6 号)

国東市農業応援定額給付金返還請求書

第 号
令和 年 月 日

様

国東市長 印

年 月 日付けで交付決定をした国東市農業応援定額給付金について、国東市農業応援定額給付金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

1. 交付決定の内容
2. 交付年月日
3. 既交付額
4. 請求額（返還額）
5. 返還を求める理由
6. 返還期限
7. その他

様式第1号

(令5告示115・一部改正)

様式第2号

(令5告示115・全改)

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号